

建築空間の境界と打出の装束

—— 附・宮内庁書陵部蔵『女房装束打出押出事』翻刻 ——

赤澤 真理

要旨

本稿は、「境界をめぐる文学」の共同研究のなかで、建築空間の境界に着目する。平安時代から江戸時代における上層住宅に存在した境界において、女性の領域を外部に示した打出の装束をとりあげる。打出は、二つの領域を分割させ「覗かせる」作爲のある境界とされている。本稿では、宮内庁書陵部蔵『女房装束打出押出事』に導かれながら打出の用法を整理した。打出の用法と領域は、①妻戸に設置する（使者のための明示など）、②儀礼の空間を装飾する、③女性の座を示す機能がある。従来絵巻等では、外部の簀子や庭に向かって装飾された打出が表現されることが多いが、内部空間に出されている事例を確認できる。打出の意匠は、制約のなかでも多種多様な選択がある。特に『兵範記』仁平二年（一一五二）三月七日条 鳥羽天皇五十算賀における女院の女房達の打出は、四色に限定しながらも、一人ひとりがすこしずつ色彩が異なるなどの院政期の趣向がみられる。女房装束の打出は、室町後期以降、王朝主題の絵画にも示されなくなるが、本史料から、江戸末期の学者に関心が復活したことを窺うことができる。現実に江戸後期に復原されなかったのは、あくまでも私的な装束と考えられたことが予見され、今後の課題としたい。

は・じゆん

中世絵巻を鑑賞していると、貴族住宅における儀式空間、仏事の聴聞所に垂れた御簾の下から、几帳や女性の装束が出されている(図1)。御簾からこぼれた装束は打出うらいであるいは押出おしでと称され、内部に座る女性の存在を想起させる。本稿は、境界をめぐる共同研究の一環として、中世絵巻に示された御簾からこぼれた打出の意味を、物語・指図・古記録から検討することで、中世における空間構造の一端を明らかにしていきたい。

建築史家・伊藤ていじは、寺院の内陣と外陣、聖域にある注連縄しめなわ、男と女風呂の間に引かれた一本のロープなど、日本の空間に存在する物体を「境界（こころのけじめ）」とし、人が物体の意味を認識することで境界が生まれ、結果によって生まれた二つの空間は分断されながらも何らかの形で通い合う(1)という。打出に対し褻の作法である押出は、女性が自らの存在を暗示させる作法とする。伊藤の見解に触発された垂水稔は、「覗き見る境界」には、不作為と作為があり、打出衣（押出衣）は「覗かせる」(2)作為のある境界とする。一方では覗き見ることを許しながら、他方では覗き見ではない表示であり、受動的に見ることはできるが、能動的に見てはいけな(3)いのが（あるいは見ることができないのが）、日本的境界の特色としている。

前稿では、平安時代から鎌倉時代にかけての上流住宅に示された境界について、①門と中門廊の二重の境界、②寝殿・対、母屋・庇・孫庇・簀子、庭などの場による階層の境界、③塗籠・御帳による日常と非日常の境界について述べた。固定的な建具が登場していない平安時代において、女性の領域を囲み、外に示す調度として、院政期から鎌倉時代に発展した打出に着目した。物語文学・女房日記・古記録を基に、打出の内部に座り装束の意匠を競い合う女房

達と、渡殿や簀子に座る公卿・殿上人の無関心といった、打出を境界とした当時の男女の心性に注目した。本稿では、宮内庁書陵部蔵『女房装束打出押出事』の翻刻を示すとともに、古記録に所収された指図を通して、打出により裝飾された空間の実態を明らかにする。

一 建築空間の境界

まず、日本の建築空間の境界を確認する。隈研吾は、現代建築家の視点から日本の建築空間に存在する境界にふれており、同書に導かれながら、日本の建築空間の境界を述べていきたい。

(一) 住宅における内と外の境界

建築空間における境界の一つとして、建物の内部と外部がある。煉瓦造や石造の建築と異なり、柱と梁はりで構成された日本の木造建築は、開口部が大きくとられている。座敷から縁側、鞆さやの間、玄關、軒先、門、垣根、犬矢来など、段階的に内と外とをつないでゆく。このような日本の住宅を、隈は「曖昧な領域」と捉えている。しかし、かつて境界には、今日では忘却された精神的な固い仕切りが存在していた。例えば「敷居をまたぐ」ことは、今日でも家族の境界として重要な意味を持つ。⁽⁵⁾

内と外との境界は、日本の生活文化を基に形成されてきた。平安時代の寝殿造は、庭と殿舎内部が一体となるように儀式空間が展開する。皇族や公卿が庭に近い殿舎内の廂に、殿上人は簀子（縁側）に、楽人などは庭に座った。儀式は南面あるいは東と西で行われ、北面には台盤所等の女房の居所があった。中世になると、殿舎を並戸により区切り、南側をハレ、北側をケとする使い方が固定化してくる。近世における上流の武家住宅では、表と奥の機能から殿

舎が別に造られるようになり（表・中奥・大奥）、殿舎が後方へと雁行型に建設されるようになる。また、縁側の内側にも畳敷きの廊下（鞆の間）ができ、居住空間は内部に包みこまれてゆく。建具は、平安時代には釣り上げた格子（蔀戸）であったものが、中世以降には、片側を引く遣戸と光を採り入れる明障子が登場する。平安時代の玄関は、寢殿から中門にかけて延びた中門廊であるが、儀式の際は、皇族は庭から階きざはしにより直接、寢殿に昇殿した。中世に玄関は、中門廊から車寄となる。このように庭と一体であった寢殿造の空間から、書院造の空間になるにつれ、玄関から居住空間にかけて、幾重もの物理的な境界が設置されるようになる。町屋や農家では、土間と床からなる生活が展開し、三和土たたくや通り庭を有する。近世以前の農家は土座と土間の間に段差は少ないが、履物が普及してから土間で足を洗い、床に昇って素足で生活するようになる。⁽⁶⁾炊事や荷卸しは土間空間で行われた。

（二）調度による境界

日本の木造住宅には壁による仕切りがなく、人の生活空間を創り出すために、調度が発展した。奈良時代から衝立障子が確認できる。平安時代の寢殿造の空間では、御簾・障子・几帳・屏風・衝立・畳などの調度があり、季節や通過儀礼に伴い、色彩や素材を取り替えた。調度類で空間を仕切ることを鋪設しゅうせつという。本稿が着目する打出の装束は、儀礼空間を装飾し、装束の内側に女房が居ることを明示した。中世以降、調度は場に固定化され、建築の一部となつてゆく。座臥具であった畳は敷き詰めとなり、襖障子が確立し、掛軸や花瓶を飾る空間として床の間や棚などの座敷飾が設備され、書院造の室内空間が成立する。また、寢殿造の空間は、天井がなく化粧屋根裏をみせていたため障子や屏風の上には隙間があった。中世に天井が吊られるようになり、生活空間は立面上でも包み込まれてゆく。⁽⁷⁾部屋ごとに境界としての仕切りが強まるが、座敷と座敷の間をつなぎ、あるいは分断する装置として、長押上の欄間の意匠が発展する。

(三) 寺院・神社・茶室の境界

宗教建築をみていくと、寺院の内陣と外陣は、仏の空間と人の空間を分け、そこに格子や段差が設けられた。奈良時代に、土間からなる仏堂の前方に板敷の礼堂が付加され、双堂と称された。次第に、仏の空間（内陣）と人の空間（外陣）が同じ屋根の内部に造られる。奈良時代末から平安時代初期にかけて、人々の仏への距離感に変化が芽生え、仏との交感を通して夢見を求める礼拝方法が新たに誕生する。⁽⁸⁾ いっぽう神社の境内は、橋・鳥居・御手洗、注連縄・白砂壇等のように、各所に境界がある。茶室においても垣根・枝折戸・飛び石（路地）・沓脱石・にじり口へと、茶室内部へと誘導がなされる。以上のように、日本の建築空間は、各々の要素に意味を与え境界とすることで、場の秩序を整え演出したのである。

二 打出の境界

(一) 打出の定義と変遷

打出は、「うちいだし」、「うちいだし」が名詞化されたもので、『宇津保物語』『源氏物語』には、御簾から女房の装束を自然に出す用例が確認でき、儀礼や行事時に高貴な女性に仕える女房達の座所を暗示する役割があった。⁽⁹⁾ それは次第にしつらいとしての「打出」となり、儀礼空間の公卿座（男性貴族）にも使用されるようになる。古記録では、『中右記』（藤原宗忠日記（二〇六二〜二一四二）、物語では『栄花物語』続編（一〇六二〜一一〇七））に用例が散見されるようになる。①儀礼時の女院・后の座所周辺を装飾する。②拝礼・通過儀礼の空間を装飾する。③御使を迎える際の妻戸口等を明示するなどの用例がある。当初は女房が実際に着用し装束を出していたが、几帳に架けて設置す

るようになる（女房は不在）。

・打出の定義

十二世紀後半の有職故実書『雅亮装束抄』には、「打出」の項目があり、柱間一間に、二具の装束の片袖ずつを出す。姿良き女房が柱の際に居て、向かい合わせになり、片側の女性の身体を、御簾の外側に押し出しているように見えるようにするとある。「紫式部日記絵巻」日野原家本に示された半分が萌黄様、紫薄様とする打出も、柱間一間に二具の装束の片袖が出ている状態である（図2）。

鎌倉時代中期『三条中山口伝』には、打出は大臣家・摂関家の家格、院・法皇が、正月三日の拝札に打出を出す。大臣家の祭りの出立の際に出す。北政所・后宮が不在の際には出さない、それは女房の有無が要因である。納言以下は出さない、とある。すなわち、打出は、北政所や后宮などの高貴な女性に仕える女房の座所を示す道具であった。

『今鏡』（巻第四・藤波の上）に打出の背を切る話がある。白河院が小野の后（歎子）の元に、御幸しようとした。歎子の元には、打出が十具しかなく、寢殿の間に飾る数が足らなかった。皇太后は、装束の背を半分に切り、二十具としてしつらうことを指示した。「もし室内に入ることがあれば、見苦しいことにならないだろうか」と女房が言った。御幸があり、門より院の車を入れて、階隠の間に立てて、雪を御覧になった。退出した後、「雪見に来て、室内に入る人はいない」とおっしゃったとある。打出は室内側にも装飾がなされていた。

十四世紀「駒競行幸絵巻」（和泉市久保惣記念美術館蔵）は、高陽院において駒競がなされた際に、上東門院彰子等が行幸した場面である（図3）。左（西）側をみると、中央の座所に近い一間は几帳のみが出され、端の柱二間は女房装束の打出が出されている。几帳だけがはみ出した柱間が女院である彰子の座所であり、打出が出ている柱間は女房の座所と考えられる。

・内と外を演出する打出

『たまきはる』承安三年(一一七三)十月二十一日最勝光院堂供養において、建春門院中納言は打出の前に、装束を身に着けて座らされていたが、打出の丈が背よりも高かったので、外を見ることができなかつたとある。十二世紀後半には打出の内側に、装束を着た女房が居並んでいた事例が確認できる(図4)。

・打出の先行研究

打出についての先行研究は鈴木敬三、笹岡要一の研究を基礎に、近年展開がみられる⁽¹⁰⁾。院政期から鎌倉時代に打出が発展した要因として、服飾の美意識の変化が指摘されている。服飾文化史の立場から清田倫子は、『源氏物語』『枕草子』の内面的なみやびの冴え、心ばえの深さ、個性的なものの反映より逸脱して、宮廷の豪華さを誇示する過剰な装飾の集団美となったとする⁽¹¹⁾。「華麗な装束の平家が摂関家に代わって外戚となり、平氏の后妃、建春門院、建礼門院が宮廷文化の中心となり、武士階級あるいはその縁故者が宮仕えする者が増えたことが、服飾要素の変化に影響したのではなからうか」としている。

歴史学の野田由紀子は、摂関期には男性官人の日記には登場しておらず、公的な性格とは認知されていなかった。院政期になると、「家」および「家格」の成立に伴い、女院や三后、内親王などに仕える女房間の秩序が定まり、それぞれの位置づけや果たすべき役割が明確化した。女房間にこうした秩序が成立した結果、統一的・組織的な「打出」「出衣」を事前に準備して、大規模に施すことが容易になったとしている⁽¹²⁾。

建築史学の川本重雄は、打出は、あくまでも儀式空間の装束の一つであって、決して女性のために設けられた空間ではないことを主張する⁽¹³⁾。「年中行事絵巻」別本正月大饗は、東三条殿における正月大饗の場面であり、寝殿東側に打出が見られるが、これは女性のために設けられた空間ではなく、あくまでも儀式空間の装束の一つであるとす

いっぽう「年中行事絵巻」巻一朝勤行幸（天皇が上皇御所に行幸する）場面では、几帳帷子一間、打出二間分があり、帷子の空間が国母の座であった（図5）。ただし、国母の席は院御所で行われる朝勤行幸という儀式ならでのものであり、公式の行事において女性のための空間が設けられることはなかったとする。

近年、歴史学から打出に関して、吉住恭子と周成梅の研究が発表された。吉住は、『栄花物語』古記録や絵巻、有職故実書を博捜し変遷を明らかにする⁽¹⁴⁾。打出は、後一条天皇の治世下で頂点をむかえるが、後三条天皇の治世下では過差に対する禁制が強化される。『玉葉』（一一六四〜一二〇二年）を事例に、打出に対して、押出は女房が実際に着用するものであり、打出が妻戸口に置かれたのに対し、押出は柱間に広い範囲でなされていることを見出す。また、男性官人が御簾の外側から装束を引き出す作法を指摘する。次稿では、『台記』（一一三六〜一一五五年）の頼長が関わった打出に着目する⁽¹⁵⁾。晴儀に際しては打出用の装束は統一されたものが主人から支給された。『台記』に示された「打出」は、「女房出袖」とあり、柱間二間に二人が座り、女房が袖を出し着座する様とする。続いて、近衛天皇をめぐる後宮争いとして、皇后多子（頼長養女）と女御呈子について、清涼殿で宮中最勝講を聴聞する際に、皇后多子の打出の装束は過差の禁制の対象と指摘され、女御呈子の二重織物で仕立てた豪華な几帳は禁制とされなかったことをあげ、打出が調度化してゆく背景に禁制からの逸脱をあげる。

周成梅は、『雅亮装束抄』を基に打出の作法を詳細に明らかにするとともに、『台記別記』等の史料に着目し、男性官人が外側で打出の装束を刷って音を出して引き出すことで、頼長に伝えていたとする⁽¹⁶⁾。妻戸に置かれた打出は、勅使が寝殿へ御扇を届ける際に受け渡しをする柱間であり、女房が主人の場所へ参入する間には、女房が御簾から離れるので、打出を引き入れたとする。このほか、打出の整え方や室町後期『女官飾抄』打出に袴を出してはいけないとあり、裳を出すことが格式が高かった室町以前からの変質を指摘する。

筆者は、平安時代における歌合の空間の復原に取り組んだ際に、后や内親王などの女性を主催者とする催しに、女房歌人が自らの存在を示すために、装束を出す事例を確認した。さらに、『栄花物語』から打出の用例と範囲を分析し、晴儀の際には、打出の領域は、寢殿の西あるいは東から渡殿、対の東あるいは西面、南面へと広がり、公卿が渡殿・簀子・廂から鑑賞したことを指摘した⁽¹⁷⁾。御簾内の女房達は、渡殿や簀子に座る貴族達、他の女房も意識の対象であったと考えられる。

大宮（彰子）の女房は、寢殿の北面、西の渡殿かけて打ち出でたり。皇太后宮の（妍子）は西対の東面なり。殿の上の御方（倫子）は寢殿の東面、中宮の御方（威子）は東の対の西面、督の殿の御方（嬉子）の女房、東の対、西南かけて打ち出したり。御方々の女房こぼれ出でたるなりども、千年の籬の菊を匂はし、四方の山の紅葉の錦をたち重ね、すべてまねぶべきあらず。色色の織物・錦・唐綾など、すべて色をかへ、手をつくしたり、袖口には銀・黄金の置口、縫物、螺鈿をしたり。御几帳ども色々さまざまなり。この宮あのみ、同じ色、一つさまにもあらず、聞こえさせ合せたまへらんやうに見えて、さまかはりいみじうめでたし。

倫子六十賀（治安三年（一〇二三）十月十三日）御賀（土御門殿（第二期））

試みに図を描くと、寢殿から渡殿、対にわたり壮麗な景観が想定される（図6）。本稿では、有職故実書の翻刻を通して、さらに打出の実態について明らかにしていきたい。

（二）『女房装束打出並押出之事』の内容

本史料は、宮内庁書陵部蔵『萬機井蛙』（鷹司政通写）九九冊のうち、（六〇）『女房装束打出押出事』である。『萬機井蛙』は、行幸や公家の行事、和歌・装束・輿などの有職故実に関わる書である。文政七年修学院御幸の冊子が二

建築空間の境界と打出の装束（赤澤）

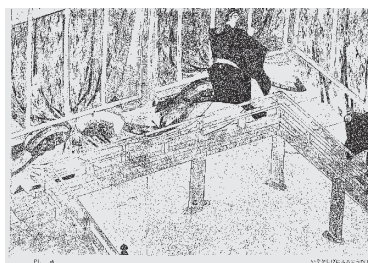


図2 紫式部日記絵巻日野原家本



図1 融通念仏縁起上巻



図3 駒競行幸絵巻（和泉市久保惣記念美術館蔵）

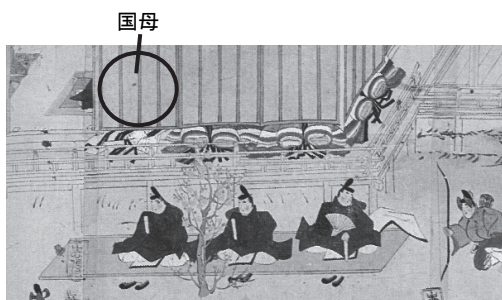


図5 年中行事絵巻卷一

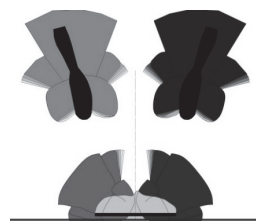


図4 打出の想定図

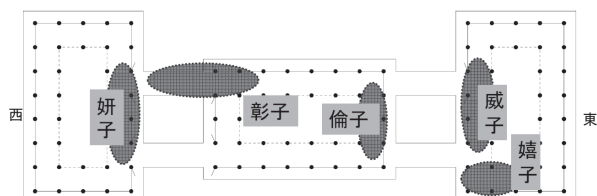


図6 倫子六十賀 打出の領域

部あり、江戸後期制作と考えられる。鷹司政通（一七九六〜一八六八）は、幕末の公家であり、関白、太政大臣を歴任し、仁孝天皇の崩御に接して准摂政となった。関白在職中は、学習所（学習院）の設立や薄祿延臣の救済に尽力し、公家社会の向上をはかった。将軍世継ぎ問題では、一橋派を支持し幕府により落飾させられるが、その後、参朝を許される。朝廷の制度・故実に深い関心を持ち、関係資料を収集書写し、家蔵の転籍・記録を整理した。自筆日記には、『鷹司政通記（鷹司政通記草）』がある。⁽¹⁸⁾

本書は、院政期から鎌倉時代の古記録、有職故実書からの引用が中心であり、一条兼良筆『桃華薬葉』（文明 十二（一四八〇）年成立）等の室町時代の史料も散見される。なお、同様の書名に国立歴史民俗学博物館蔵（高倉家旧蔵装束記録類）と東北大学狩野文庫蔵『打出并車出衣事』がある。歴博本は、『雅亮装束抄』からの打出と車出衣の引用である。狩野文庫本等は本宮内序本と同様の江戸期の故実書と考えられるが、詳細は別稿で紹介したい。

① 打出事 打出の行事、場所、参加者、作法、定義などを引用している。『猪熊関白記』（近衛家実筆、一一九七〜一二一七）正月拝礼時の寢殿の装束（東妻一間に女房の袖が出ており、北政所の御座所が寢殿階から東側にあった）。『玉葉』正月拝礼、『定家朝臣記（平家）』師実公内大臣装束始（寢殿階間から東間並びに東面に御簾を懸けて北政所御在とする）、『三長記』良経公内大臣就任（寢殿南溜二間東面一間に打出）などをあげている。また、寛政三年政所雜記から「内大臣申事由給」を引き、家司が沓脱を昇り、乾妻の簀子から妻戸口まで進む作法を、『勘仲記』弘安年間の記事に求めている。次に『類聚雜要抄』巻二、東三条殿の挿図において、寢殿の東庇に打出が設置されている図を引用する。「有打出時者、副妻戸畳ミ」と注記がある（図7）。最後に『桃華薬葉』（一条兼良著）の「打出於ハ不可勝事也云々」及び『三条中山口伝』の打出事をあげ、打出が后宮・北政所が不在の場合は出さない、納言以下は出さない、押出は褻儀の事などをあげている。

②打出色目色々 多様な打出の色目を紹介しており、本史料の中で大部を占める。頭注には、唐衣二具二人、不出袴例、家拜礼例、二人出例、門院打出、姫宮打出、齋院打出、無打出例、衣無し掛（桂か）例、四具色目不同例、八具同色例、打出同色例、打出六具同色目之例、華美などをあげており、以下に紹介する。

・唐衣二具 『山槐記』治承四年四月二十二日条、「即位塞帳女王、休幕并典侍等典侍等取要」において、柱間二間に打出があり、表着蒲萄唐衣と薄様薄青唐衣がなされていることが記されている。

・不出袴事 玉葉承元年三月二十五日条、「故相国女（良経女）入官、寝殿南廂西面妻戸女房出袖及、妻不出袴他間不出衣、打出色」とあり、袴を出さない事例をあげている。女房出袖とあるので、自らが着用した装束がこぼれている可能性が高い。『兵範記』保元二年十一月十六日条五節舞、『玉葉』文治六年三月十八日条岩清水臨時祭などがあり、袴を出さない事例は、比較的内向き行事の可能性がある。

・二人出例 『後二条殿師通記』寛治六年三月二十三日条、御記南祭（岩清水八幡臨時祭）、女房二人東向戸打出之、躑躅、蘇芳色也、紅打衣唐衣萌木とある。この打出は、「紫式部日記絵巻」に示されているような左右で異なる装束が妻戸に設置されている（図2）。柱間には一人を出す例と二人を出す例があったことが想定される。

・白腰海浦裳、紅張袴 『山槐記』治承三年正月六日に閑院内裏において、春宮五十日、「有打出松重濃青中薄青中紫濃紫紅単衣」とあり、海浦の景を描いた白腰裳と紅袴をあげている。『山槐記』同記事には指図がある（図8）。指図において、大床子・御座間・夜御殿は、「無打出」とある。また、「巳南三ヶ間下御簾有打出」とある。

・華美 『兵範記』保元二年八月十七日、任大臣大饗。「寝殿南庇東三ヶ間、西庇北第一垂翠簾出尋常几張、帷女房有打出、女郎花単重、紅打出、朽葉織物、表着蘇芳、唐衣薄色、裳白腰、依新制無華美事」。すなわち、新制に従っており、華美では無いとしている。『兵範記』同記事には指図がある。東庇三ヶ間に打出があり、「年中行事絵巻」別本正

月大饗に示される庭に向けた打出と同様である。西庇北第一間には「打出放扉」とあり、妻戸口に打出が設置されている(図9)。

・打出四具同色目不同例 『兵範記』仁平二年三月七日条、鳥羽法皇五十算賀は、紅・青・紫・山吹の四色の色目に限定し、村濃を織り交ぜるなどの趣向をこらした装束である。①紅村濃衣、青村古単衣、紅打衣、青村濃表着、山吹村古唐衣、紫村古裳腰、山吹村古、表差糸。②紫村古衣、紅村古単衣、紅打衣、山吹村古表着、青村古唐衣、紅村古裳腰、青村古、表差糸。③青村古衣、紅村濃単衣、紅打衣、紅村古表着、紫村古表唐衣、山吹村古裳腰、紫村古、表差糸。④山吹村古衣、青村古単衣、山吹打衣、紫村古表着、紅村濃唐衣、青村濃裳腰、紅村古表差糸。西対代には前齋院がある打出をしており、花山吹衣、青単衣、萌木表着、蒲萄染唐衣、山吹打衣、樺櫻裳腰とあり、山吹・青・萌木・蒲萄の四色である。翌日の後宴では、美福門院は、紅匂衣、青単衣、蘇芳表着、可云紅躑躅敷とある。前齋院は、村濃を混ぜた古紅色々村古(紅)、紫山吹青已上各一具。姫宮は樺櫻衣、櫻萌木表着、山吹唐衣とあり、村濃はなく桜と山吹のみである。

『兵範記』同記事には指図がある。北面の中央に主上御座、院御座、女院御座がある。西北面に入道座、西対代に前齋院御所がある。趣向を凝らした村濃の打出は、女院御所の「高麗縁女房座」の周囲に設置されたと考えられる(図10)。女院(美福門院)の御所は、樺桜織物の几帳、女房候所は、桜織物の几帳、その東面に打出があると記される。西対代の齋院御所は、渡殿、坪庭、入道の御所から鑑賞できたと考えられる。院政期における打出により装飾された場を理解する上で貴重である。

・八具同色目例 『兵範記』保元二年十一月十六条 五節舞は、「同第三四及東面南第一二間出打八具、不出南面日御座間、折紅葉衣五上山吹匂シ、次黄土青単衣、萌木織物唐衣、濃蘇芳表着、中倍薄蘇芳単衣、紅打衣、摺裳、黄紅葉

建築空間の境界と打出の装束（赤澤）

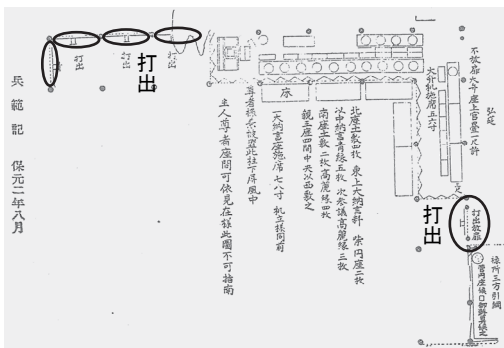


図9 『兵範記』保元二年八月十七日、任大臣大饗

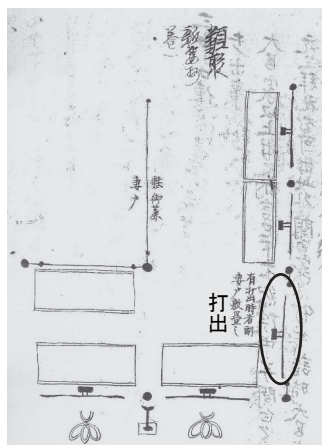


図7 『類聚雜要抄』卷二東三条殿
(翻刻図1)

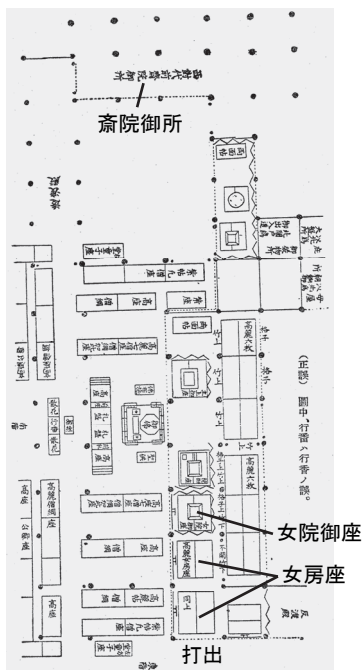


図10 『兵範記』仁平二年三月七日条、
鳥羽法皇五十算賀

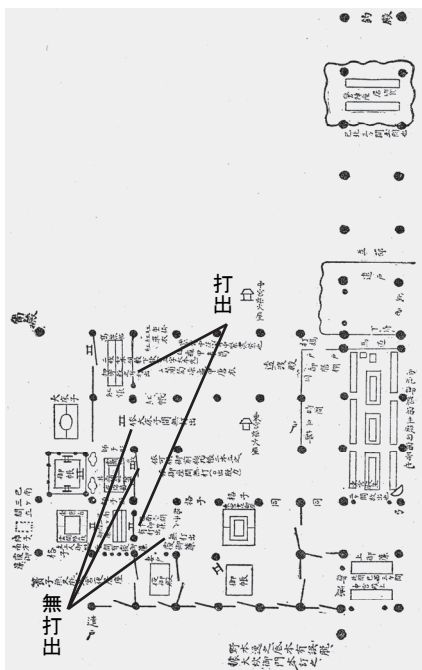


図8 『山槐記』治承三年正月六日
閑院内裏で春宮五十日

腰、不被出袴」は、八具が同じ色目の装束である。『兵範記』所収の指図をみると、常寧殿の五節所を取り囲むようにしつらいがなされることが分かる(図11)。

・不被出袴六具同色目例 『兵範記』仁安四年四月二十八日条朝勤行幸では、寢殿南庇東第一二間為建春門院御所に、「袖出白薄物泥繪几帳、帷東面南第二三間妻切間格子也、南間妻戸不開同、有打出出例几帳薄色掛五領、敦綿如、祭時、紅梅単衣、紅打衣、松朽葉生織物、唐衣棟色裳、付濃腰紅張袴」とあり、「三間六具一同色目也」とし、袴が出ない。この打出は「年中行事絵巻」巻一朝覲行幸にみられる打出を想起させる(図5)。

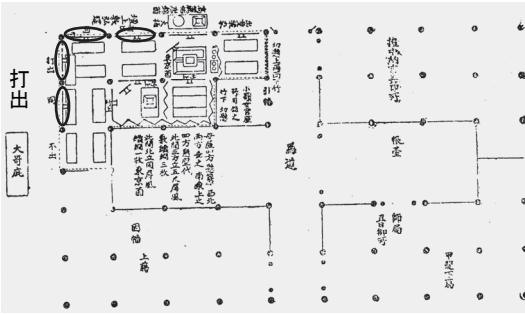


図11 『兵範記』保元二年十一月十六条 五節舞

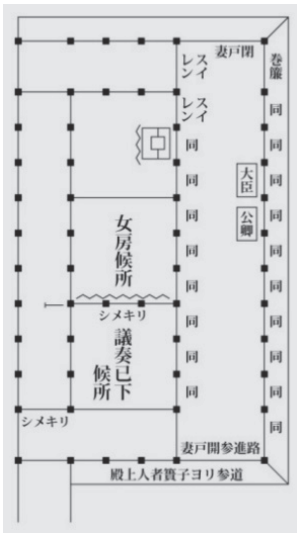


図12 寛政四年(1792)四月二十八日 内裏小御所 管弦の舗設図

『玉葉』承元三年三月二十五日（二十三日）良経公女入宮では、寢殿南庇西向面妻戸女房出袖及妻（褌）、（不出袴他間不出衣）、打出色、紅薄様五領、白単紅打衣、梅織物表着、葡萄染織物唐衣、白腰裳をあげている。女官の入宮に袴を出さない例は、前述した「不出袴」の例にもある。

（3）打出・押出・女房装束之事他

『桃華薬葉』の打出事、押出事をとりあげ、打出に対して藝の作法であつたことを述べる。さらに、「衣桂錦厚薄之事、無出座有打出無益之事」。すなわち、七条院が障りのため昇殿しなかったが、女主人が不在であるのに打出したことが無益かどうかを説いている（『玉葉』建久四年四月二十八日条）。最終部に女房装束之事、細釵之事、髪上櫛之事、海浦紋之事、女房装束之事、唐衣裳之事、小桂物具着用之事、掛帯之事、八月放生会后衣之事、八月冬扇之例、捻重之事、女装束之事等の内容が続いている。

おわりに

本稿では、平安時代から江戸時代における上層住宅に存在した境界として、女性の領域を外に示した打出の装束をとりあげた。宮内庁書陵部蔵『女房装束打出押出事』を検討すると、①妻戸に設置する、②拝札の空間を装飾する、③儀礼や仏事の際に女性の参加を示し装飾する機能を見出すことができた。打出の意匠については、全て同色、全て異なる色、四色などに限定、袴の有無、裳など、多種多様がある。特に『兵範記』仁平二年三月七日条 鳥羽天皇五十算賀の女院は、四色に限定し一人ひとりがつこしずつ色彩が異なり、村濃を使うなどの趣向がみられた。天喜四年（一〇五六）皇后宮寛子春秋歌合などの十一世紀の女房文化を継承しながら、女院や齋院、姫宮などにも個性が發揮され

ている。『女房装束打出押出』の存在により、古記録所収の指図が打出の分析に有効であることが再確認され、今後検討していききたい。

打出の消失には、(一)后や女院文化の消失、(二)男性と女性の儀礼・遊興空間の別離、(三)空間構成・建具・服飾といった物理的変化から、女性の儀礼や文化の場が邸宅の奥向で展開してゆくことが予見される。可動式のしつらいから、建具で仕切られた空間へと、人の身の回りの境界が変容する過程を説明することが課題である。⁽²⁰⁾

本史料は、江戸末期に編纂された。女房装束の打出は、室町後期以降、源氏物語絵などの王朝主題の絵画にも示されなくなる。寛政度内裏復古造営においても、管見の限り、考証を担当した公家・裏松固禪は、打出の装束を復原していない。例えば、寛政四年(一七九二)四月二十八日における内裏小御所の管弦の舗設図において、女房候所は襖より締切り、出衣などはみられない(図12)。打出は公的な儀式に不可欠な装束ではなく、あくまでも私的の装束であったと故実家が捉えたためと考えられる。ただ、寛政度・安政度の復古内裏造営においても、皇后の儀式空間である飛香舎が平安様式で建設されており、そのなかで打出が復古されたのか、検証の余地がある。打出は牛車の車衣等とともに、⁽²¹⁾完全に忘却されたのではなく、江戸後期の学者においては、理解が共有されていたことが本史料を通して窺い知ることができる。

[注]

(1) 伊藤ていじ『古都のデザイン 結界の美』淡交社、一九六六年。

(2) 垂水稔『結界の構造——一つの歴史民俗学的領域論』名著出版、一九九〇年。本書については、ハルオシラネ氏のご教示を得た。

- (3) 本共同研究の英文ジャーナルで発表予定。「寝殿造における境界―女房装束の打出により演出される内と外―」
- (4) 隈研吾『境界―世界を変える日本の空間操作術』淡交社、二〇一〇年。
- (5) 柏木博『「しきり」の文化論』講談社現代新書、二〇〇四年。
- (6) 安田徹也「近世民家の境界について」日本建築学会近畿支部建築史部会報告、二〇一七年七月
- (7) 平井聖『日本住宅の歴史』NHKブックス、一九七四年。
- (8) 藤井恵介「夢見と仏堂―その礼堂の発生に関する試論」『空間史学叢書「痕跡と叙述」』岩田書院、二〇一三年。
- (9) 鈴木敬三「打出」『国史大辞典』、笹岡洋一「『雅亮装束抄』の周辺―かさね・打出―」風俗史学、二十五号、二〇〇三年。
- (10) (9) 前掲書。
- (11) 清田倫子『宮廷女流日記文学の風俗史的研究』中央公論事業出版、一九八一年。
- (12) 野田有紀子「行列空間における女性―出車を中心に―」古代文化五十六号、二〇〇四年五月。同「平安貴族社会における「襲の色目」―「対話と深化」の次世代女性リーダーの育成―」魅力ある大学院教育』平成十八年度活動報告書、お茶の水女子大学、二〇〇六年。
- (13) 川本重雄「寝殿造の中の女性の空間」歴博、NO152、二〇〇八年
- (14) 吉住恭子「打出」―女房装束による美の演出とその歴史的変遷―『瞬時をうつすフィロソフィー―風俗絵画の文化学Ⅲ』思文閣出版、二〇一四年。
- (15) 同「藤原頼長の見た「打出」―その日記『台記』を中心に―」京都女子大学大学院文学研究科紀要、十四号、二〇一五年。

(16) 周成梅「寢殿造における女房装束の打出」史学研究、二八六号、広島大学、二〇一四年。

(17) 赤澤真理「女房装束の打出にみる寢殿造のしつらい——『栄花物語』を中心に——」日本建築学会近畿支部研究報告集、計画系、二〇一三年。同『中右記』にみる打出による空間演出とその性格——女房装束にみる寢殿造のしつらい」日本建築学会大会学術講演梗概集、建築歴史意匠、二〇一三年。

(18) 国史大辞典、「鷹司政通」。

(19) 寛子春秋歌合の装束表現については、森田直美『平安朝文学における色彩表現の研究』風間書房、二〇一二年がある。

(20) 仏像を覆う御帳から厨子への変遷を明らかにする研究に、永友貴博・野村俊一『石山寺縁起絵巻』にみる御帳とその空間 施入と参籠を中心に」日本建築学会学術講演梗概集、建築歴史意匠、二〇一七年がある。

(21) 京樂真帆子『牛車で行こう！ 平安貴族と乗り物文化』吉川弘文館、二〇一七年は、松平定信による牛車の考証をしており、車出衣についてもふれている。

〈付記〉

本稿は、国文学研究資料館国際共同研究「境界をめぐる文学——知のプラットフォーム構築をめざして——」の研究会における報告にその後知見を加えてまとめた。研究の機会をくださった研究会の皆様にご心より感謝を申し上げます。

史料の翻刻にあたり、樋笠逸人氏（奈良国立博物館）、中村健太郎氏（帝京大学短期大学部）、坂口太郎氏（高野山大学）、伊永陽子氏（文化学園大学）からご教示を得た。

本稿は、JSPS科研費二六八二〇二七六「宮廷女房日記にみる中世前期寢殿造の復原的研究——王朝文化の変容と空間演出を視点として——」の成果の一部である。

凡例

- ・ 本翻刻は、宮内庁書陵部蔵萬機井蛙 鷹司政通写 九九冊 鷹（函）七一九（号）
- ・ （六〇）『女房装束打出押出事』を底本とする。
- ・ 翻刻にあたって、旧漢字は新漢字に改め、異体は通行字体に統一した。
- ・ 清濁・仮名遣いが不統一である場合も、底本のまま示す。
- ・ 傍記等についても底本のまま示す。

翻刻

萬機井蛙 女装束并打出押出之事

打出事

猪熊関白承元二年正月一日御記云

今日寢殿東妻一間女房出衣袖此外皆爲上達部座也

「	「	「	「
二	二	一	一
ウ	才	ウ	才

折(柳) 色衣紅打表(衣) 紅梅衣着葡萄染唐衣白腰裳

王海文治三年正月一日家拝礼

今日打出紅梅匂青単 濃打(衣) 梅表着 蒲萄染唐衣

定家朝臣記康平三年七月十三日師実公内大臣
装束二始

御拝賀
十七日

入夜■■■事

是大臣也入自東

間前伊与守■

■卿■■■

於殿下郎■也

返■再拝之后重昇自南階給有御対面

此間諸卿已下率参入——主人下立階下■

三長記建久六年十一月十日 良経公内大臣券慶

寢殿南庇五箇ヶ間東庇三ヶ間卷上御簾母屋垂御

簾傍立屏風儲公卿并并少納言座如例南留二間東

面一間有打出

黄青裏紅單同色打衣蘇
芳表衣葡萄染——唐衣

寛政三年政所雜記云家拝礼

取要

内大臣申事由給

家司直二 昇沓脱—— 寢殿等之簀子於乾妻

御座ヨリハ

御

寢殿 階間以東間并東面懸御簾爲北政所御在

所々■■■

十九日高倉殿

装始先衣申北政所
即於中門廊有御拝

「三ウ

「三ウ

戸申事由此妻戸垂簾也遙二隔之

雖然只為其儀也尤御簾動ク家司則起座也

照念院殿

此家司之進退并道等弘安比年々勘仲記之

一四ヲ

■考弥此妻戸
宜也遙ニナシ正敷此所ニ
在御之例
玉海文治三正一
南面西第二間余在件間
簾中東
三条儀在对東庇南面
妻戸簾中是於对南
庭有拜礼時之例也
於寢殿有拜礼之時在
簾中又例也件間及西
一間有打出

通也申次常ハ藏人所昇降只今ハ正敷寢殿下寢

殿母屋之御座出御為理然之故無家司作法也

同七年記云

元三之間寢殿御装束之様

常之放出之間■所也 政所不在御之故無押出也玉海建久五年■

取要北第一間垂簾出几帳依為廣間北面妻戸

此間主人在御之由玉海文治三正一所見

間亦垂簾自飾对公卿出居座一

一桃花藥葉云

一打出於ハ不可勝事也云々

一四ヲ

〈翻刻図1及び図7〉

一五ヲ

三 中口傳

打出事

大臣家以上出之納言已下不然院中并闕白家ニハ

元三拝礼尤可出此外闕白家ニハ賀茂詣時大臣家ニハ

祭使ヲ出シ立ル時又出之但院中ニハ后宮不御時闕

白家ニハ北政所無同居時共不出之所詮隨女主有

無出彩袖之故也元三拝礼時東礼所者寢殿

南面除階
隣間同東南二棟南面每間出之西礼所可

准知スル者女房可所卜見ル方ニ可出之也居所

ニハ主人雖不著色々祇候輩令出其袖之條唯似有

其謂先規只今不許上西門院法金剛院御堂供

養時御聽聞所西庇被出彩袖若本院女房候敷

将又建春門院女房候所敷其時寢殿東南二面

每間押出ニテ有シカト覺ユ押出ハ打出ヨリハ褻儀也

當時所着之色々衣每間二人出之也此儀猶以納言

已下不然敷

打出色目色々例

一 五ウ

一 六才
一 六ウ

山槐記治承四四廿二即位 嘉帳女王 取要 休幕并典侍等 以恭礼門外三箇間為休幕
東二ヶ間有打出白褂五領白単衣濃打衣裏濃蘇芳表着蒲萄染
唐衣濃袴白腰裳

典侍休幕

以明義門外以三ヶ間為休幕西二ヶ間有打出藤掛五領紅単衣打単山吹

表着蒲萄唐衣紅張袴薄様薄青唐衣

人車記仁安二十一十四殿上潤酔 中宮御方弘徽殿 南庇被儲座其様如尋

常南第一間有打出山吹匂

玉葉承元三廿五故祖因 女入官 寢殿南廂西面妻戸女房出袖及妻不出袴他 間不出衣 打出色

紅薄様五領白単衣紅打衣梅織物表着蒲萄 染織物唐衣白腰裳

中右記承德二十一十一女御後朝 御使之日 一一西渡殿西庇敷筵 女房打出紅梅衣

猪熊承元二正朔家押 礼布上

王海文治三三三臨時客 打出紫匂紅単衣紅打衣裏山吹表着萌木唐

衣也

後二条殿寛治六三廿三御記南祭 女房二人東向戸打出之

躑躅蘇芳 色也 紅打衣唐衣萌木

二人 出入

家押 礼例

不出 袴事

紅張 袴例

唐衣二具 ■ 二人戴

門院打出
二 姫宮打出
齋院打出
濃張袴
無打衣例

人車記仁平二正三朝勤
行幸寢殿東面美福門院女房打出紫薄様紅打衣其

東卯酉姫宮女房打出紅薄様同打衣寢殿西北卯酉对代廊南面前齋院女房打出

梅重衣赤色蘇芳紅
(白三)之白表着萌木唐衣濃張袴無打衣

長秋記保延二正月廿六姫宮
五十日寢殿東西一一出几帳除中央間出女房衣

裏濃蘇芳衣青単濃打衣薄蘇芳龜甲文織物表着裏濃蘇芳青単衣萌

木唐衣蘇芳腰裳也

吉記前記久安六三五南祭打出紅躑躅衣五領濃蘇芳單紅打衣煽躑躅表着

蒲萄染唐衣 山吹腰裳 紅袴

玉海文治三正元家禊礼有前

山槐記治承三正六春宮
五十日有打出松重濃青中薄青中紫濃紫紅単衣

衣ナシ掛例

白腰海浦裳 紅張袴
白龜申表着蒲萄染龜申唐衣白腰海浦裳 紅張袴

二月廿三日同百日打出 紅薄様 萌木表着 蘇芳唐衣 紅打衣 白腰裳

紅張袴 同記同年五廿最勝講中
宮打出二藍織物唐衣文宮形
白腰裳朽葉表着文同薄青紅張袴

廿四日結繩同打出五
ケヨリ以後青松葉唐衣二藍表着花橘捻重紅張袴白腰裳

中右記大治四正十六崇徳院女御
入内正九御々方女房打出つほ女紅梅上衣青
単衣海老梁唐衣

人車記仁平二三七太上(龜羽)
法皇五十室算

一七ウ

四具色目
不同例

紅村濃衣 青村古単衣 紅打衣 青村濃表着 山吹村古唐衣 紫村古裳腰 山吹村古表差糸

紫村古衣 紅村古単衣 紅打衣 山吹村古表着 青村古唐衣 紅村古裳腰青村古表差糸

青村古衣 紅村濃単衣 紅打衣 紅村古表着 紫村古表唐衣 山吹村古裳腰

紫村古表差糸

山吹村古衣 青村古単衣 山吹打衣 紫村古表着 紅村濃唐衣 青村濃裳腰

紅村古表差糸

西対代前齋院女房打出

花山吹衣 青單衣 萌木表着 蒲萄染唐衣 山吹打衣 樺櫻裳腰

八日後宴

美福門院打出

紅匂衣 青單衣 蘇芳表着 可云紅
鄭麗殿

前齋院

古紅

色々村古（紅）紫山吹青 已上各
一具

姫宮

樺櫻衣櫻萌木表着山吹唐衣

一
八才

人車記保元二十十一十六 五節所

八具同色例
同第三四及東面南第一二間出打八具不出南面
日御座間

折紅葉衣五上山吹句
シ次黃土青单衣萌木織物唐衣濃蘇芳表着中倍薄蘇
芳單衣

不出袴例
紅打衣 摺裳黃紅
華腰不被出袴

同記嘉應元十一廿一 打出

打出同色例
女院女房衣紅梅包青單衣紅打衣二間中南間為
御所不出之北ノ間二具被出云々

玉海文治六三十八南祭色同打出

打出衣 萌木匂五領————紅单衣 紅打衣 裏山吹表着 蒲萄染唐衣

白腰裳荒海如何以綠青
圖獻石 不出袴件——石

裳以綠青画
事
袴不出例
掛之事

薄萌木褂御衣八領紅單衣紅打衣樺櫻二重織物表着無小掛依具唐衣也唐衣
并裳腰間二重織物也

同記建久四四廿八兩袋中宮
打出如例

蘇芳織物几帳有下繪紅薄樣褂五領白单衣已以織之綿
薄例——紅打衣

青朽葉生織物表着二藍生織物唐衣白腰裳也出例几帳

七条院依為一間出例几帳有打出菖蒲五領朽葉表着二藍唐衣其厚例打出

不知案内也同間哉引入了儲女院座但依月障不昇彌打出無益歟如何

人車記仁安三三廿七立后寢殿南面八間除障西面四間女房有打出事

紅薄樣萌木表着蒲葡萄染唐衣間同色打衣

一八ウ

同記保元二八十七任大臣大饗 寢殿南庇東三ヶ間西庇北第一垂翠簾出尋常几張

一 九才

華美

帷女房有打出

女郎花紐重紅打出朽葉織物表着蘇芳唐衣薄色袈白腫依新制無着美事

三歟

同記仁安四八廿八幸 朝勤行 寢殿南庇東第一二間為建春門院御所

袖出白薄物泥繪几帳帷東面南第二三間妻切間格子也南間妻戸不開 同有打出出例几帳薄色掛

掛五領

五領敦綿如紅梅単衣紅打衣松朽葉生織物唐衣棟色裳付濃腰紅張袴

三間六具一同色目也

紅張袴
打出六具同色目
之例

同記仁平二八廿八法皇五 十翼賀 女房出袖女郎花唐衣単衣同打衣朽葉表着蘇唐衣龍騰袈村濃腰

同記同三八幸 朝勤行 東間女房打出其東面母屋巡一間同打出并六具色目

紅張単重同色引倍木女郎花表着秋唐衣朽葉腰張袴

玉葉承元二一廿三良縁公 女入宮 寢殿南庇西面妻戸女房出袖及妻不出袴也 間不出衣

紅薄様五領白単 紅打衣梅織物表着蒲萄染 織物唐衣白腰裳

打出色紅薄様五領白単 織物唐衣白腰裳 紅打衣梅織物表着蒲萄染

三長記建久六右 例

■家朝臣康平三記 右例

桃華藥葉

一 打出事

康和二年七月十七日今日於東三條被行大饗

知足院任大臣日

寢殿南庇自東第一二三并西庇北戸簾内每立几帳女

房出袖紅綾单重二藍織物表着朽葉織物唐衣等也

嘉禎三年四月七日此日大臣召也寢殿南庇西第一二間同東

廂南四間有打出瞿麥紅打引陪木青朽葉表着二藍

唐衣永久例也以衣六具出之間寬治五間七六院布引

日中宮女房打出女郎唐衣村濃裳蘇芳染綾单重

建久二十廿二中宮泐醉殿上之妻戸有打出

薄萌木紅單紅打紅梅衣

着薄萌染唐衣白腰裳

元曆三年臨時客日打出紫匂紅单衣紅打衣裏歎冬

表着萌黄 唐衣也

建曆二十御禊行幸御棧敷打出蘇芳匂五青单

衣紅打衣黄青表着菊染唐衣腰裳

一 押出事

一 九ウ

一 一〇才

一 一〇ウ

建久二四十三於中宮有童舞事 寢殿東南兩面垂

簾出几帳如常南面七ヶ間除階間之外女房有押

出事 非打出只不用之薄綿衣等袖不出妻
イ西子牛是矩例也是宮女房御所也

廊北際三ヶ間同出之 先余女房是物之所也藝時の押
出ハ不出妻并裳臘月五筋之時

押出ハ禁中ニモ 不出妻并裳腰許也

仍今日如此建久二十一中宮陶酔

三條口傳抄曰打出事

可打出イ

二ハ

大臣家以上出之納言已巳下不然院中并関白家

元三拝礼尤可出此外関白家ニハ賀茂詣ノ時

大臣家ニハ使ヲ出シ立ル時又出之但院中ニハ

后宮不御時関白家ニハ北政所無ニ 同居時共不

出之所詮随女主有無出彩袖之故也元三拝

晴イ

礼時東礼所者寢殿南面 除階
縁間 同東面二棟

晴イ

南面每間出之西礼可准知之凡者女房

定イ

一
一一
一才

可有所卜見ル方ニ可出之也

一 一ウ

居所ニハ主人雖不着色々伺候輩令出拾其

袖之條雖似有其謂先規只今不詳上西

門院法金剛院御堂供養時御聴聞所

西庇へ被出彩袖若ハ本院ノ女房候之敷将タ

又建春門院女房再候所敷其時寢殿東南

押出ニテ有シト覺ユ

二面毎間押出ハ打出ヨリハ褻儀也当時所着

之色々衣ヲ毎間二人出之也此儀猶以納言已下

一 一二才

不然敷

一 一二ウ

衣掛錦厚薄之事

一 一三才

玉海春也文治六三十六南祭萌黄匂五領錦入四百箇妻
■一尺三寸也

同夏也記建久四四廿八南祭中宮打出例如——紅薄様掛五領白单衣

已以雜了純薄例打
出妻崎一尺二寸

七条院打出菖蒲五領朽葉表着二藍唐衣其厚如例

人車記仁安四廿八朝勤行幸有打出出例几帳薄色掛五領敦
冬
綿
如

無出座有打出無益之事

玉海建久四四廿八南祭儲女院座但依月障不被昇也弥打出

無益歟如何

女房装束之事

桃華藥葉云袴ハ紅張袴祝時濃張袴襲時生紅袴以上上夏冬同冬ハ御衣八領

或ハ六等五以下此上着袴也――物具ハ冬单夏引倍木表着

裳唐衣等小腰引腰等晴時着用之主人ハ不着唐衣之時着小

掛也厚衣ニハ不着小掛事也主人表着小掛ハ必二重織物也女房

襲時ハ着单表着紅打唐衣等不着裳有例

一三才
一三ウ

一四才
一四ウ

一五才
一五ウ

一六才
一六ウ

一七才
一七ウ

一七才

一七才

細釵之事 俗云髮立之三ツ櫛

日本逸史卷第二十八 礼云女子十五面并笄所以卷髮

三韻通考云釵 婦人岐髮者

杜陽編日本國獻龍角釵帝賜獨孤妃後化二龍去

二月甲戌朔詔云々云其服大小 中略 皇后以帛衣爲助

細敷

祭之服以擣衣爲元正受朝之服以細釵礼服

爲大小諸人會之服

玉篇云釵 佳楚御切婦人岐笄也

簪 シ カンザシ 侵測參決別一也

笄カシサシ 齋舌■切簪カフガイ 也 婦人寸知

髮上櫛之事

類聚雜要抄卷四

長サ一寸八分

〔翻刻図2〕彫櫛形

黄楊用之

一七ウ

一八才

一八ウ

髪上時用之

大治五年二月廿一日中宮藤聖子立后料
待賢門院令申請給時以牙作天令進給了

海浦圖

天明粉朱當時不
之申也傳云々

高橋御厨子所預所蔵

海浦紋鮑代

七百年前之物也

〈翻刻図3〉

一 海浦■之事

橘以国装束抄クハシリアリ

女衣丈之事

女官飾鈔曰

きぬのたけの事

八尺五寸也それよりてか
つらのたけもなかくする也

「一九才
「一九ウ

「二〇才

「二〇ウ

「二一才
「二一ウ

女房装束之事

一 橘以國裝束抄云

取要女房ノ衣
一黃唐紙

立黄 貫白 裏青シ

男女夏着ナリ

中 ■一エヒ染 只濃紫也冬着夏二ハ藍糸ヲ染テ織

又説立貫蕪苳云々

女房ノ色ユルスト云ハ、赤色青 衣ニ地スリノ

裳ヲ着夏ハ三重タスキ冬ハ綾ノ三重タスキ也

入ヘシ

一二重生ト云ハ生単ヲニツ重人ノ室家着也女房ノ薄

衣必一重文也一重文ト云
ハヒシ也

猶自余ノ文着タクハ何ニテモ乱文ノ
事

ミタル文ニ猶アハヒニヒシヲマセテ織ヘキ也

下略

一 女房ノ衣ニ上白梅ト云ハ上一重白中二重紅梅 下重

蘇芳凡梅トハ上紅梅下蘇芳也

一朝勤行幸之時國母廿五重タル皆紅ヲ着御

一 上臙小上臙ハ織物唐衣冬ハ只絹ニカイフヲ書カイフ

一 二二才

一 二二ウ

ト云ハ青花ニテ大海ノ水ヲ書中ニ貝ヲ書カイフノ裳

ハ小上臈中下臈モ着上臈ノ裳ハ冬三重タスキ綾

ニ桐竹ニ鳳凰ヲ紺シヤウ緑シヤウニテ書 地摺ノ裳

ト云ハ夏ハ三重タスキ薄物絵ハ同中臈下臈ハ

無文ノ唐衣 下略

唐衣裳事

高倉家抄

小褂

付打紐 唐衣打衣ハ四寸許シミシカ、
ルヘシ小褂ハ又四寸許シカハルヘシ

引帯一筋 袴

先袴ヲキス次衣ヲキス衣ノクヒ重ヲカミニテ

ヲクスヘテ右ヲウハカヒニテ能引チカヘテ

帯ヲユウ師加次裳ヲキス裳ノコシハトリカ

サネテ片カキニヌホトニユヒサクカキハスソヨリ

八寸ハカリアカルヘシカキヲヌシノ左トス平緒ヲカヘスカコ

トクトリカサネテウヘヨリシタサマヘカヘスナリ

袴モ、タチヌヒメヲウヘノ中ニアテ、フマラスヘシ次

唐衣キスクヒノスヒソノキハヨリトサマニヨリカヘシテ

能ヲシサケテ左右ノツマヲ引帯ニヨクハ

サムヘシ

「 二二三ウ

「 二二四ウ

「 二二五ウ

「 二二五ウ

小掛物具着用之事

女官飾抄云

一 小ウ地キノ事

小掛ノ事キヌノウエニヒトエヒトエノウエニウチキヌウチ
キヌノウエニウハキウハキノウエニ小掛ソノウヘニハカマヲキル也
ナカサ小袖トヒトシ中エウラアリ寸法ハ次第ニキルハヲメ
ラカスナリ

掛帯之事

山科前大納言忠言卿云掛帯ハ引腰之一各也

右之帯ニテ前ニ結物なりぬへき可有之

〔翻刻図 4〕

八月放生會後衣之事

假名装束抄

八月十五日より九月一日までハわたたいれぬすゝし

のきぬ

すはう うすいろ しろき きく

「二六オ

「二六ウ

「二七オ

「二七ウ

もみちねりきぬきにおなし おみなへし
おもておみなへしうら
みなあをし紐井のひとへ

兵範記仁平二八廿八 法皇御賀

女房出袖

女郎花生
衣萩唐衣
紅紐衣 同打衣 朽葉表
着 萩唐衣 熊鷹袴 濃腰

「二八才
「二八ウ

同単重例

兵範記保元二八十七

任大臣
大囊

女房有打出

女郎花虫重
蘇芳唐衣
紅打衣 朽葉織物表着薄
色紫白腰 依新製無華美事

入内紅引陪木着例

増鏡^{第廿三}

正應元年六月二日<sup>女御
入内</sup>

女房のよそほひおしなへてすはうの張一重かさね

紅のひへき濃袴すはうの表着青朽葉のから衣うす

色のも

「三〇才
「三〇ウ

八月冬扇之例

吉記寿永元八十四<sup>立后 皇后
并内侍装束</sup>

御装束白織物御唐衣

白羅御裳

蕪芳織物御表着

薄蕪芳張一重かさね

濃御張袴

御扇^{冬赤色}

次内侍―― 紅張単重 女郎花上着 紅打引へき
朽葉唐衣 薄色裳 紅張袴 持冬扇

捨重之事

夫木集 夏衣

世の中の民のわつらひかはりみよ ひねりかさねハ
きる人もなし

愚按此歌のこゝろにてひねりかさねは衣のうら

中かへなと三重にかさねてことくくひかへにて

三かさねともはたを捨りてかさね又単をも

きる物也けに鎌倉鶴岡八幡の宝蔵に後白川院御

奉納の女装そくありこれ捨重なり故に

人は暑気にはうすくきる事を好にその

三重のかさねたるきぬを着るはいらぬ物すき

ゆへ自然無用をつゐやす事也昔しは

よしなき事いふかしいみけり只々ものゝ

用俤をなす事也ゆへに民わつらゐ

といふ事歎識者の期をまたん

「 三二才
「 三二ウ

「 三二才

「 三二ウ

女装束之事

後三条即位治暦四七廿一

或記

織物下袴事

次襄帳二人

右典待行子故近江守實經朝臣
女已着生衣紅織物下袴可尋

中略着泥繪唐衣纈纈裳之

女房十人供御後

以下・白紙

7

丁

┌	┌	┌	┌	┌	┌	┌	┌
三六ウ	三六才	三五ウ	三五才	三四ウ	三四才	三三ウ	三三才

18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	項目
	家拝礼例		不出袴事	紅張袴例	打出色目色々例 唐衣二具													打出事
	猪熊承元二正朔（家拝礼） 玉海文治三・正・三	中右記承徳二・十一・十一	玉薬承元三・三・廿五（※廿三日ノ誤）	人車記仁安二・十一・十四	山槐記治承四・四・廿二	三中口伝ノ打出事	類聚雜要抄卷一	（桃花薬葉）	同七年記	（玉海文治三・正・一）	寛政三年政所雜記	三長記建久六年十一月十日	（所々御慶十九日） （御拝賀十七日）	定家朝臣記康平三年七月十三日	玉海文治三年正月一日	猪隈関白承元二年正月一日御記		本文
	玉葉（玉海）	猪隈関白記	中右記	玉薬	兵範記（人車記）	山槐記	三条中山口伝	類聚雜要抄（卷二）	胡曹抄	鷹司家政所記か	玉葉（玉海）	鷹司家政所記か	三長記	定家朝臣記（平記）	定家朝臣記（平記）	玉葉（玉海）	猪隈関白記	典故

建築空間の境界と打出の装束（赤澤）

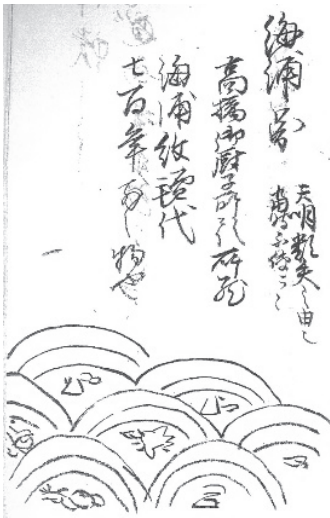
	項目	本文	典拠
19	二人出例	後二条殿寛治六・三・廿三御記	後二条師通記
20	門院打出・姫宮打出・齋院打出・濃張袴・無打衣例	人車記仁平二・正・三	兵範記（人車記）
21		長秋記保延二・正・廿六	長秋記
22	衣ナシ掛例	台記別記久安六・三・五	台記別記
23		玉海文治三・正・元	玉葉（玉海）
24	白腰海浦裳、紅張袴	山槐記治承三・正・六	山槐記
25	紅張袴	二月廿三日（※廿二日ノ誤）	山槐記
26		同記同年五・廿	山槐記
27	紅張袴	廿四日	山槐記
28		中右記大治四・正・十六	中右記
29	四具色目不同例	人車記仁平二・正（三）・七	兵範記（人車記）
30		八日	兵範記（人車記）
31	不出袴例	人車記保元二・十一・十六	兵範記（人車記）
32	八具同色例 打出同色例	同記嘉応元・十一・廿一	兵範記（人車記）
33	裳以緑青画事、袴不出礼掛之事、掛之事	玉海文治六・三・十八（※十六日ノ誤）	玉葉（玉海）
34		同記建久四・四・廿八	玉葉（玉海）
35		人車記仁安三・三・廿七	兵範記（人車記）
36	華美、掛五領	同記保元二・八・十七	兵範記（人車記）

	項目	本文	典故
37	紅張袴打出六具同色目之例	同記仁安四・八・廿八〔※四月ノ誤〕	兵範記（人車記）
38		同記仁平二・八・廿八	兵範記（人車記）
39		同記同三・八・四〔※仁安三年ノ誤〕	兵範記（人車記）
40		玉藥承元三・廿三〔※三年三月廿三日〕	玉藥
41		三長記建久六	三長記
42		定家朝臣康平三記	定家朝臣記（平記）
43	打出事、押出事	桃華藥葉ノ打出事ノ押出事	胡曹抄
44	打出事	三条口伝抄ノ打出事	三条中山口伝
45	衣袿錦厚薄之事	玉海文治六・三・十六	玉葉（玉海）
46		同記建久四・四・廿八	玉葉（玉海）
47		人車記仁安四・廿八〔※四年四月廿八日〕	兵範記（人車記）
48	無出座有打出無益之事	玉海建久四・四・廿八	玉葉（玉海）
49	女房装束之事	桃花藥葉	胡曹抄
50	細釵之事	日本逸史卷第二十八ノ二月甲戌	日本逸史
51		（礼）	礼記（内則・喪服小記）鄭玄注
52		（三韻通考）	三韻通考
53		（杜陽編）	杜陽雜編（卷上）
54		（玉篇）	増続大広益会玉篇大全
55	髮上櫛之事	類聚雜要抄卷四	類聚雜要抄（卷四）

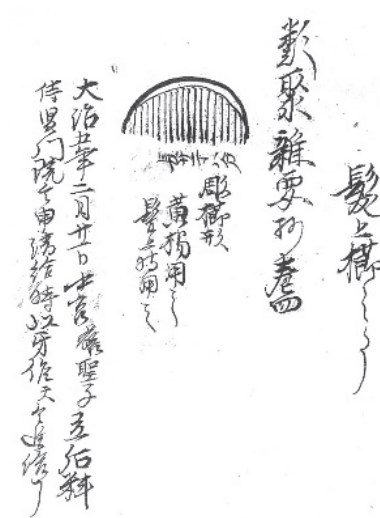
	項目	本文	典拠
56	海浦図	海浦図（天明紛失之由也、当時不伝云々）	不明
57		橘以国装束抄	文章不足口伝抄奥入
58		女官飾抄	女官飾鈔
59	女房装束之事	橘以国装束抄	文章不足口伝抄奥入
60	唐衣裳事	高倉家抄	
61		女官飾抄	女官飾鈔
62	掛帯之事	山科前大納言忠言卿云、	
63	八月放生会後衣之事	仮名装束抄	満佐須計（雅亮）装束抄（仮名装束抄）
64		兵範記仁平二・八・廿八	兵範記（人車記）
65		兵範記保元二・八・十七	兵範記（人車記）
66		増鏡（第十三）正応元年六月二日	増鏡（第十一 さしぐし）
67	八月冬扇之例	吉記寿永元八十四	吉記
68	捻重之事	夫木集（夏衣）	夫木和歌抄（集）（巻九・夏部三）
69	女房装束之事	後三条即位治暦四・七・廿一	後三条院御即位記（江記）

（付記）本表の作成は、樋笠逸人氏の尽力を賜った。

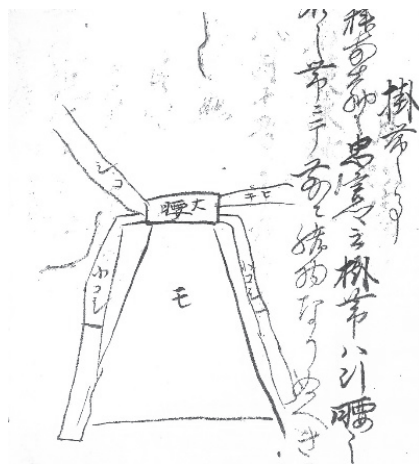
本論文の図版は、『日本絵巻大成』八・九、中央公論社、一九七七年・一九七八年、『続日本絵巻大成』十一、中央公論社、一九八三年、『駒競行幸絵巻研究』和泉市久保惣記念美術館、二〇〇一年、『兵範記』臨川書店、一九六五年、『山槐記』臨川書店、一九六五年から引用させていただいた。



翻刻图2 『女房装束打出并押出之事』
(宮内庁書陵部蔵) 図版部分



翻刻图3 『女房装束打出并押出之事』
(宮内庁書陵部蔵) 図版部分



翻刻图4 『女房装束打出并押出之事』
(宮内庁書陵部蔵) 図版部分